

平成23年3月31日
(更新) 平成23年4月7日
(更新) 平成23年6月13日
日本年金機構

被災地の事業主、船舶所有者、被保険者の皆さまへ

東日本大震災により多大な被害を受けた地域における 厚生年金保険料等の納期限延長等の措置についてのお知らせ

東日本大震災により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

1. 厚生年金保険料等の納期限の延長について

(1) 今般の地震によって多大な被害を受けた以下の地域に所在地のある事業主の方等の厚生年金保険料等(注1)の納期限が延長されました。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県(注2)

(注1) 厚生年金保険料、船員保険料、健康保険料、子ども手当に係る拠出金等

(注2) 上記の対象地域については、今後、被災の状況を踏まえて見直ししていくこととしています。

(2) (1)の地域にある事業主の方等につきましては、東日本大震災が発生した平成23年3月11日以降に到来する保険料等の納期限が自動的に延長されることになりました。

なお、延長後の納期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

※ 平成23年6月10日に発出された告示により、青森県と茨城県に所在地のある事業主の方々の社会保険料については、延長後の納期限が平成23年7月29日となりました。

(注1) 延長後の納期限は、災害がやんだ日から2月以内の日を別途告示によって定めることとなります。

(注2) この措置により、納期限が延長される保険料等は、「納期限が3月31日である2月分保険料等」から「延長後の納期限の前日までの間に本来の納期限が到来する月分の保険料等」までが対象となります。

(3) (1) の地域にある事業主の方等で毎月月末に行っていた保険料等の預金口座からの引き落としは、納期限が延長されている間には行わないことと致しました。

この取扱いにより3月31日に預金口座から引き落としを行わなかった保険料等については、事業主の方等へ、4月中旬以降に「納入告知書」をお送りしますので、お手数をおかけ致しますが、延長後の納期限までに、金融機関の窓口で納付していただきますようお願い申し上げます。

(4) 金融機関の窓口で毎月納付されている事業主の方等にお送りする「納入告知書」には、(1) の地域であっても本来の納期限（2月分保険料等は3月31日）が記載されています。

期限の延長に伴い、当該期限についても延長されることとなります。

(注) 事業主の方等にお送りした納入告知書に納期限が延長したことをお知らせするチラシを同封しています。

2. 納付の猶予

1の(1)の地域以外の地域にある事業主の方であっても、今般の地震により財産に相当な損失(注1)を受けたときには、3月11日以降に納期限が到来する保険料等(注2)について、事業主の方の申請に基づき、1年以内に限り納付の猶予を受けることができます。

(注1) 「相当な損失」とは、事業主の全財産の価格に占める災害による損失の額の割合が概ね20%以上の場合であり、損失の額には、保険金又は損害賠償金その他これに類するものにより補てんされた金額を除きます。

(注2) 災害の発生により損失を受けた日以降に納期限が到来し、災害がやんだ日以前に納付義務が成立している保険料等が対象となります。

(注3) 1の(1)の地域にある事業主の方においても、延長後の納期限までに保険料等を納付することが困難であって、「相当な損失」を受けている場合には、申請に基づき納付の猶予を受けることができます。

以上

お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-707-118 (通話無料)

期 間 : 平成23年4月11日～平成23年9月30日

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時まで

※ 一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165でもお受けしています。

※ お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。



日本年金機構

Japan Pension Service